

「第4回 鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

パブリックコメントで頂いたご意見に対する
検討主体の考え方について

平成25年6月7日

国土交通省 東北地方整備局

パブリックコメントの概要及び結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2) 今回立案した複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見

(2) 募集期間

平成23年9月22日(木)～平成23年10月21日(金)(必着)

(3) 提出方法

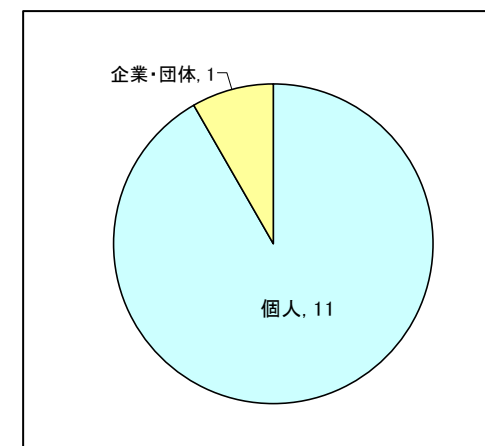
- ①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれか

2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者 : 全体12件(個人11、企業・団体1)

(2) 意見概要

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
・治水、新規利水の各対策案について、ご提案があった。
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見
・治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を以下にお示しします。

本資料は、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅰ. 検証について		
	・鳥海ダムの新設、利水専用ダムの新設のほかは現実性がなく検討するだけ無駄ではないか。 ・平成5年調査開始からの長かった18年百宅住民の夢と希望を失い、皆んな年老いてしまった。百宅住民の願いを叶えて早くダムにしてほしい。 ・子吉川周辺住民が安全で安心して生活出来るために協力して来ました。しかし、未だにどうなのか決定しておらず将来の生活計画も出来ないでおります。1日も早く建設されますようお願いする。	・今回の鳥海ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
Ⅱ. ダムに対する賛否について		
	・子吉川は、急流のため鳥海ダム建設が最も適切である。 ・鳥海ダム新設でよい。 ・河川整備計画の鳥海ダム＋河道掘削、築堤でよい。 ・「ダムを主体とした案」に比べ、他の比較案は事業執行上関わる関係者が多数有るように思われます。「河川整備計画(ダム主体)」での計画がコスト面でも有利で有ることから、当初の計画が望ましい。 ・鳥海ダム以外はコストが高い。 ・鳥海ダム建設が、周辺地域・生態系・コスト・工期から見ると治水、利水を両方兼ね備えることができ有効な方法と考える。 ・洪水、渇水被害の軽減のため洪水調節を目的とした「鳥海ダム建設」と河道断面積を拡大する「河道掘削及び築堤」を組合せたケース1(鳥海ダム＋河道掘削及び築堤)に賛同する。 ・限界を超えた国や自治体の赤字情勢の中では、ダムを造りこれ以上の税金の無駄遣いをするようなことは思いとどまり、そのお金を市民生活の福祉・医療・教育等の向上に役立てて欲しいと願っている。 ・ダムがダメになった場合には現在の調査費の数億円が本当に無駄遣いのお金だと思うほかない。 ・子吉川流域の自然をこよなく愛し、その自然の生態系をより望ましい形で保全していくことに関心を寄せている。従って、その自然に大きな負荷をもたらす鳥海ダム建設事業の実施は是非控えて欲しいと考えている。 ・活火山である鳥海山の山腹にダムを建設することは危険極まりなく、噴火した場合にダム本体が破壊され、その水が一気に下流域に流れ込めば甚大な被害は誰でも想像できる。そのため、活火山の山腹に造るダムは危険な建設物となり、治水対策に反する。 ・利水目的で鳥海ダムを建設する予定となっているが、やはり、活火山の山腹にダムを建設することは将来にリスクを残すことになる。それは、子どもや孫を危険な目に遭わせることになり、今に生きる我々が無責任なことではできない。 ・鳥海ダム建設に伴う河川水量の取得で本来河川に流れ出る水量が失われることは、他のダム下流域の河川の状態を見れば明らかのように、どのダムの下流域とも年間を通じて水量が激減し河川内に草が生えてしまうのが実態である。	・今回の鳥海ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、概略評価により抽出された治水対策案について、評価軸毎の評価による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行うこととしております。 ・事業執行上関わる関係者が多数有ることについては、「3)実現性 4)土地所有者等の協力の見通しはどうか、5)その他の関係者との調整の見通しはどうか」で評価を行うこととしております。 ・環境への影響については、環境アセスメントにより、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うこととしております。 ・鳥海山の火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して被害をできる限り軽減することを目的とした「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」における検討等を踏まえ、今後、鳥海山の火山活動による降灰後土石流、融雪型火山泥流等に対するダム堤体の挙動等、大規模災害に対する対応を検討することとしております。 ・河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬においては、渇水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えております。 ・なお、現状の子吉川については、少雨などにより河川水量が少ない状況下において、河川水位・流量が小さい状態が発生しており、各流水の正常な機能の維持対策案により、宮内地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」である概ね11m³/sを確保できるようになります。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲー1 治水対策案に関するご意見	・判断は妥当と思いますが、土地の保全や利用規制の確実性はどうか。 ・主な支川中流部の河道外に遊水地を設置する(芋川と赤田川合流点付近等)。 ・本荘第一病院裏の河川公園における『水辺とのふれあいゾーン』は、せり出しが大きく川幅が狭くなっているため流れを悪くしている。河川の流れを本来の状態に戻すため、『水辺とのふれあいゾーン』を撤去し川幅を確保し、洪水時の河川の流れを良くし治水対策とする。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、概略評価により抽出された治水対策案について、評価軸毎の評価による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。 ・また、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響(略)」と規定されております。これに基づき抽出された治水対策案について評価を行うこととしております。 ・ご意見があった河道外に遊水地を設置する案については、第3回検討の場の概略評価において、「Ⅲ. 新たな施設による治水対策」として、子吉川に対して遊水地を新たに建設することにより流量の低減を図り、河道改修と組み合わせる目標を達成する案を選定しております。「遊水地」の選定にあたっては、できるだけ河川の長い区間に効果が期待できる箇所で、河川沿いにできるだけ家屋等が少なく、洪水を貯留する容量が効率的に確保できる地形を考慮し、複数の候補地を選定し、さらに効果を大きくするための地内掘削案も含めた7ケースを治水対策案の概略評価として検討しております。 ・河道を掘削することで洪水時に河川を流れる水の量を増やすことについては、治水対策案ケース3(河道掘削＋築堤)で検討しております。どの場所を掘削するかについては、流れやすさや、河川利用の実態等を考慮の上、検討を行っております。 ・なお、ご意見にある「水辺とのふれあいゾーン」については、「第3回「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」資料－3 複数の治水対策案の概略評価について P－6 治水対策案の基本的な考え方<下流市街地の河道掘削について>」において説明しているとおり、「当該区間は最下流の河口付近に位置し、河川沿いは密集した市街地。当該区間は古くからシロウオ(準絶滅危惧種:環境省、秋田県)の貴重な漁場となっており、河床には産卵床が存在。水面は公式漕艇場となっており、隣接する友水公園やせせらぎパーク(癒しの川づくり)も含め、ボートのまち由利本荘市を象徴する重要拠点であり、市民の憩いの場や医療、まちづくりにも貢献する重要な区間。河口部の河道は経年的な変化が少なく安定した河床形状。」であり、治水対策案の立案にあたってはこれら自然環境や貴重な空間を保全しつつ目標を達成する対策として、下流市街地区間の「河道掘削」は、$3,000\text{m}^3/\text{s}$を上限とし、$3,100\text{m}^3/\text{s}$の流量が見込まれるケースを検討する場合は、部分的に堤防かさ上げを追加した案としています。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲ-2 利水対策案に関するご意見	・鳥海ダム以外は、目的を達成出来ない。 ・主な支川中流部の河道外に遊水地を設置する(芋川と赤田川合流点付近等)。 また、遊水地の一部を一定程度掘削し、遊水池にすれば、貯留した水は多目的に利用もできる。 ・河川法53条の「渇水時における水利用の調整」を活かし、渇水時の取水権利の調整のルールを作る。「いざという時の水の分かち合いのルール」の確立が、自然の生態系に多大なダメージを与えるダムよりも渇水対策として優先されるべきである。 ・旧由利町の水道本管を旧本荘市の水道本管につなげる。 ・石沢川と子吉川の合流地点付近に利水目的の井戸を掘り、水道水として、工業団地(TDK)や市内に供給する。 ・費用の少ない河口堰(中流部)新設、河道外貯留施設(貯水池)新設などに絞ってもよいのではないか。 ・地下水取水施設等、鳥海ダムに比較すると3倍以上のコストがかかる。 ・本荘工業団地への用水は計画されているのか。 ・東日本大震災を受けて、国の政策としても「水力発電」も計画に盛り込むべきと思われる。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき、複数の利水対策案は、利水参画予定者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案しております。 ・ご意見があった遊水地の一部を一定程度掘削し貯留した水を新規利水や流水の正常な機能の維持に利用する案については、第3回検討の場の概略評価において、治水対策案で検討されている遊水地を対象に、自然流下が可能な高さまで掘削した多目的遊水地を河道外貯留施設として検討しております。 ・「渇水調整の強化」については、効果量をあらかじめ見込むことが出来ませんが、従来より渇水時に行われてきた手法であり、効果量にかかわらずおこうなすべき対策で、全ての利水対策に共通して実施すべき方策としています(第2回「検討の場」資料-1 参照)。 ・由利本荘市より「旧由利町上水道である大台浄水場系列と旧本荘市系列は接続する方針であり、また旧由利町鮎川地区へは旧本荘市系列より給水されている」と伺っております。 ・地下水取水については、不確定要素が多いと考えておりますが、利水対策案ケース7で安定的な取水可能量は不明であるものの、必要量を地下水取水可能と想定し検討を行っております。なお、目的別の総合評価を実施する対策案として抽出し、取水地点については、送水のコストも考慮し既設の子吉浄水場に近い船岡・葛法地区で検討しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「概略検討により、利水対策案(代替案又は代替案の組合せにより立案する。)を抽出し(略)」、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の(1)～(6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行うこととしております。 ・本荘工業団地への用水の計画については、第3回検討の場の資料(資料-2、P19)の表中②原単位-工場用使用水量にあるとおり、由利本荘市の水道計画において本荘工業団地の誘致企業等への新たな給水が見込まれています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等については、(略)目的に応じた検討を行う。」と規定されています。今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものであり、ダム計画に発電事業の参画を盛り込むことを検討するものとはなっておりません。なお、現時点において鳥海ダム建設事業には発電を目的とした事業の参画予定はありません。

パブリックコメントで頂いた主なご意見

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲ-3 流水の正常な機能の維持対策案に関するご意見	・ケース11(大内ダムかさ上げ+小羽広ダム治水容量買い上げ+河道外貯留施設(貯水池)新設+河道外貯留施設(調整池)新設)、ケース12(大内ダムかさ上げ+小羽広ダム治水容量買い上げ+河道外貯留施設(調整池)新設)は、利水だけで見れば有効かもしれないが、治水・コストの観点から現実的でない。また、ケース2(利水専用ダムを新設)は、再度周辺地域への説明必要及び改めて周辺調査・設計見直し必要となるため現実的ではない。 ・利水専用ダムの新設、遊水地等、新たな建設は地主等の賛成を得ることは出来ない。 ・大内ダムのかさ上げ等の案は、河口のため効果はない。 ・河川流域における広葉樹林比率の拡大をすることにより、安定した流水量を確保する。 ・魚たちには大水や川涸れのある環境こそが望ましい環境である。例えば大水は川底の石を転がし古い苔を剥がし、魚の餌となる新しい新鮮な藻を生じさせてくれる。又、子吉川にいる外来種のオオクチバスなどは大水・川涸れの不安定な環境を嫌うので外来種対策にもなる。従って、河川の一定水量を常に維持する必要はない。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)実現性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき抽出された利水対策案について評価を行うこととしております。また、検証に係る検討手順としては、各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(本細目においては流水を上水道、工業用水道又はかんがい用に供することをいう。)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・なお、土地所有者等の賛同については、「3)実現性 i)土地所有者等の協力の見通しはどうか、ロ)その他の関係者との調整の見通しはどうか」で評価を行うこととしております。 ・大内ダムのかさ上げ等については、導水路の新設により上流部へ導水するなど、河川整備計画における目標を確保することを基本として立案しております。 ・「水源林の保全」については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全するという観点から、効果量にかかわらず行うべき対策で、全ての対策に共通して実施すべき方策としています(第2回「検討の場」資料-1 参照)。 ・河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬においては、渇水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えております。